

2017 (H29) 4. 10 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.4

弁護士 前田将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



春爛漫、日和山公園の桜が今年も美しく咲き誇り、高杉晋作像も舞い散る花吹雪に嬉しそうでした。ところで今年の下関の「開花宣言」は3月29日でしたが、どこの木を基準に観測するのか、皆さんご存知ですか？。気になったのでインターネットで調べてみました。

各都道府県にはソメイヨシノの「標本木」が指定されており、山口県では下関地方気象台（竹崎町4丁目6-1）の構内にあります。多くの県が地方気象台構内ですが、東京都は靖国神社、岡山県は後樂園、鳥取県は久松公園（鳥取城跡）など名所・旧跡の桜が指定されているところもあります。風情がありますね。さっそく下関の「標本木」を見てきました。

【写真：4/4 撮影。進入禁止のため根元まで近づけません。背景は下関港国際ターミナルです】

ちなみに、開花は「5、6輪開いた状態」、満開は「80%以上のつぼみが開いた状態」だそうです。

下関地方気象台のHPには「生物季節に関するお知らせ」コーナーがあって、桜の開花までに「ひばりの初鳴(3/4)」「うぐいすの初鳴(3/7)」「もんしろちょうの初見(3/21)」「たんぼぼの開花(3/28)」も記載されていました。春は一步一步近づいていたのですね。心が安らぎます。

皇室典範

普段は耳慣れない法律ですか、天皇陛下のご退位をめぐるニュースの中でたびたび出て出てくるようになりました。日本国および日本国民統合の「象徴」である天皇について、憲法では「皇位は世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」（第2条）と定められています。

その皇室典範の第1章が「皇位継承」であり、

第1条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第2条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

①皇長子 ②皇長孫 ③その他の皇長子の子孫 ④皇次子及びその子孫

⑤その他の皇子孫 ⑥皇兄弟及びその子孫 ⑦皇伯叔父及びその子孫

第4条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

と規定されています。第4条があるので「生前退位」は特例なのですね。

皇室典範には「天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする」（第22条）とか「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后の敬称は、陛下とする」（第23条）という規定もあります。全体で5章37条の法律ですから、「生前退位」に関するニュースをさらに理解するためにも、一度ご覧になってはいかがでしょうか。

マスコットキャラクター／濱七海さん（早鞆高等学校菁菁館卒）作

みなさんはじめまして。ぼくは前田将志法律事務所のマスコットキャラクターです。アライグマですが名前はまだまだありません。前田弁護士に似てるって言われるけど、どうですか？。かわいがってくださいね！



※ ゴールデンウィークは、大変恐縮ですが、土・日・祝日の他に5月8(月)、9(火)をお休みさせていただきます。ご了承ください。